

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	子育て世帯訪問支援事業の利用の可否の決定		
根拠法令及び条項	蓮田市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第2条、第11条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） （対象者） 第2条 事業の対象者は、市内に居住し、次の各号のいずれかに該当する家庭とする。ただし、病児・病後児や感染症の患者がいる家庭、支援時に世帯員が不在の家庭、その他市長が支援が不要と認めた家庭には、支援を行わないものとする。 (1) 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭 (2) 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭 (3) 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭 (4) その他、市長が特に支援が必要と認めた家庭		
審査基準 設定年月日	令和5年 6月28日	審査基準 最終変更年月日	令和5年10月 1日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（1か月以内に決定） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	令和6年 3月29日	標準処理期間 最終変更年月日	令和6年 3月29日
所管部署	生涯学習部子ども支援課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。